

(社)鶴見法人会
hot Line

2007

7

July



No.485

SCHEDULE

平成19年7月～平成19年9月

主要行事予定

日時	行事名	場所
7月		
2日(月) 13:30～	初級簿記講習会(開講式)	法人会会議室
4日(水) 18:00～	組織委員会	法人会会議室
9日(月) 18:30～	青年部会役員会	法人会会議室
10日(火) 17:00～	広報委員会	法人会会議室
10日(火) 18:00～	青年部会「7月例会」	鶴見会館
13日(金) 13:30～	初級簿記講習会(閉講式)	法人会会議室
13日(金) 18:00～	厚生委員会	法人会会議室
17日(火) 18:00～	税制委員会	法人会会議室
18日(水) 18:00～	事業委員会	法人会会議室
19日(木) 18:00～	総務財政委員会	法人会会議室
23日(月) 7:30～	ファミリー研修会	東京ディズニーランド
24日(火) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室
26日(木) 13:30～	新設法人説明会	法人会会議室
28日(土)	無法連社会貢献活動「ヤビツ峠下草刈り」	丹沢山ヤビツ峠
8月		
3日(金) 18:00～	鶴見中央支部会員懇談会	ホテルパークレーン
22日(水) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室
28日(火) 18:00～	青年部会「スポーツ例会」	鶴見ヤングボウル
9月		
12日(水) 15:00～	平成19年度「第25回源泉所得税研修会」(第3講)	法人会会議室
12日(水)	役員支部幹事合同研修会	ホテルキャメロットジャパン
19日(水) 13:30～	新設法人説明会	法人会会議室
21日(金) 13:30～	決算法人説明会	税務署会議室
27日(木)	法人会全国大会(新潟大会)	新潟・ときメッセ

Profile



(株)千田工務店

- 岸谷支部
- 代表取締役 榎本ひろみ氏
- 顧問 長女 舞さん
- 趣味 テニス・映画観賞

撮影 (有)セントラルスタジオ

撮影場所: おれ一軒

INDEX

第37回通常総会開催	1
平成19年度事業計画	2
感謝状並びに記念品贈呈者名簿	3
平成18年度収支計算書総括表	4
平成19年度収支予算書総括表	5
平成19・20年度新役員の皆様	6-7
平成20年度税制改正要望書	8-9
理事会報告/事業レポート	10-11
署からのお知らせ	12
これからの主な催し	13
支部紹介/支部会員訪問 やあ、こんにちは	14-16
新入会員紹介	17

第37回 通常総会開催

5月24日(木) ホテルキャメロットジャパンにて第37回通常総会を開催しました。長谷川副会長の開会の言葉に続き、本田会長のあいさつは、平成18年度の事業計画に基づき「事業計画の充実および支部活動の活性化」と「会員増強による組織基盤の強化」を重要課題として務め、事業活動としては、会員の多様化するニーズに対応した、各種研修会・講演会を開催し、11月の税を考える週間行事では「ほうじん劇場」と2月の「新春講演会」には、会員のみならず、地域社会貢献を目的に広く一般の方々にも多数ご参加いただき、税の啓蒙を働きかけてまいりました。

また、会員増強運動では、期末会員目標2,850社を目標に増強運動を組織委員会が中心となって、展開するとともに、各協力団体の積極的なご支援をいただきましたが、今後も継続して取り組むとの報告がありました。

総会会議では、本田会長が議長を務め、平成18年度事業報告、平成18年度決算報告、会計監査報告、平成19年度事業計画案、平成19年度予算案の審議承認をおこなった。

引き続きして任期満了による役員改選がおこなわれ、別室にて役員選任のための理事会が開催され、本田会長再選と新役員が選ばれ、直ちに総会にて承認された。

総会終了後は、亀橋鶴見税務署副署長様よりご祝辞をいただきました。

第二部懇親会では、功労者表彰・感謝状及び記念品の贈呈をおこないました。

続いて、ご来賓を代表して、ご祝辞を小堀鶴見区長、澤田東京地方税理士会鶴見支部長、森大同生命保険(株)新横浜支社長より賜りました。

塚本神奈川県税事務所長の乾杯のご発声により懇親会が盛大におこなわれました。



本田会長



亀橋鶴見税務署副署長



小堀鶴見区長



澤田東京地方税理士会
鶴見支部長



平成19年度 事業計画

基本方針

1 組織の拡充強化

健全な納税者団体として、事業の公益性を高めるため、会員増強運動により組織強化を図るとともに組織の質的向上に努める。

2 租税負担の合理化

適正公平な税制を確立し租税負担の合理化を図るため、常に租税に関する調査研究を行なうとともに、会員の税制改正要望意見を結集し、上部組織を通じ関係当局に対して強力に税制改正要望を行なう。

3 税務行政への協力

税務当局との相互信頼により税務行政の円滑な運営に協力し、適正な申告納税制度の充実発展に寄与するとともに、会員総意の要望意見を反映させる。

4. 企業経営の健全化

企業経営の健全な発展を期し、企業の合理化、生産性の向上を図るため、経営、経理等に関する知識の普及、納税道義の向上に努める。

まれる研修会、講演会等を開催する。

4 広報活動の充実

広報誌「ホットライン」について、ページ数の見直し、読み易い内容等、更なる充実を図り、会員に親しまれるものとするよう努める。

5 e-Taxの利用推進

国の電子政府構築計画の一環として国税当局が推進する国税電子申告・納税システム（e-Tax）について、会として、電子政府の推進に協力し実行するため「e-Tax」利用推進を会員企業に積極的な働きかけを行う。

6 友誼団体との連携協調

効率的な事業活動および会員増強の必要性から、税理士会および青色申告会等の友誼団体と積極的な連携協調を図る。

7 その他

① 地域社会貢献運動の推進

今年度も、11月の鶴見区民文化祭に呼応し「女性部会チャリティーバザー」をおこない、その収益金を鶴見区社会福祉協議会等に寄贈する予定である。

11月には、青年部会が主催し、多くの子供たちに、名所、旧跡をたずねて「鶴見」という町を知ってもらうという趣旨と税金に関するクイズ等を通じての税の啓蒙活動の場としての「トレジャーハンティングinつるみ」を開催する予定である。

② 11月の「税を考える週間」では、協賛事業として、JR鶴見駅東・西口での「街頭広報」および「ほうじん劇場」を開催し、会員はもちろん広く地域の方々にも積極的な参加を呼び掛け、税の啓蒙活動を行う。

重点事項

1 組織基盤の強化

① 期末2,900社復活、会員加入率50%を目標として、会員増強運動に取組。

② 会員相互の連携を密にして、地域に密着した組織を構築し、会全体が協力して退会防止に努める。

2 支部活動の活性化

支部活動を活発に展開するため、各支部は支部幹事会を年2回以上、会員研修会を年1回以上開催するよう努める。

3 事業活動の充実

会員の資質向上を図るため、多様化するニーズ、時代の変化に即応し、より多くの会員の参加が見込

感謝状並びに記念品贈呈者名簿

(順不同)

社団法人 鶴見法人会 会長感謝状・記念品贈呈者

1. 退任理事

小林化学産業株式会社	小林 輝 雄 様
磯田電材株式会社	磯 田 高 様
東南総業株式会社	加 藤 憲 治 様
株式会社トーヨコ	遠 藤 一 郎 様
有限会社八木下製作所	八木下 勝 之 様
株式会社丸屋神奈川製作所	坂 元 保 様
有限会社丸大精肉商会	大 森 智 夫 様
株式会社カワデン	関 口 良 雄 様
株式会社山本製作所	山 本 勝 也 様

2. 退任幹事

有限会社浜工業所	生 出 富 雄 様
株式会社昭和工芸	岡 崎 和 江 様
有限会社マイエース	嘉 数 芳 枝 様
有限会社庄司塗装工業	庄 司 幸 雄 様
有限会社小林不動産	小 林 憲 子 様
有限会社山広水産	広 田 松 治 様
株式会社堀池工務店	堀 池 大 一 郎 様
株式会社村西電気商会	村 西 章 一 様
八雲電気株式会社	斎 藤 正 男 様
有限会社三ツ池薬局	塩 谷 繁 子 様
有限会社三村酸素工業所	三 村 克 己 様

3. 会員増強に伴う個人表彰

A I U 保険会社	杉 山 達 夫 様
大同生命保険株式会社	田 中 眞 由 美 様
有限会社モリタ自動車工業	森 田 洋 司 様
株式会社北原不動産	北 原 美 智 子 様
大同生命保険株式会社	福 本 緑 朗 様
大同生命保険株式会社	宇 佐 美 利 美 様
大同生命保険株式会社	秋 元 昌 子 様

社団法人 神奈川県法人会連合会会長表彰状・記念品贈呈者

A I U 保険会社	杉 山 達 夫 様
大同生命保険株式会社	田 中 眞 由 美 様

平成18年度収支計算書総括表

自 平成18年4月1日 ～至 平成19年3月31日

(単位円)

科 目	一般会計	収益事業特別会計	内部取引消去	合 計
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	2,415	0	0	2,415
② 特定資産運用収入	78,913	0	0	78,913
③ 会 費 収 入	35,159,200	0	0	35,159,200
④ 事 業 収 入	21,545,936	919,591	0	22,465,527
⑤ 補 助 金 収 入	5,305,200	0	0	5,305,200
⑥ 捐 募 費 収 入	0	9,154,400	0	9,154,400
⑦ 雑 収 入	90,494	0	0	90,494
⑧ 繰 入 金 収 入	1,468,525	0	△ 1,468,525	0
【事業活動収入計】	63,650,683	10,073,991	△ 1,468,525	72,256,149
2 事業活動支出				
① 事 業 費	37,604,811	3,558,332	0	41,163,143
② 会 議 費	2,664,039	453,381	0	3,117,420
③ 管 理 費	22,998,196	4,593,753	0	27,591,949
④ 繰 入 金 支 出	0	1,468,525	△ 1,468,525	0
【事業活動支出計】	63,267,046	10,073,991	△ 1,468,525	71,872,512
【事業活動収支差額】	383,637	0	0	383,637
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
【投資活動収入計】	0	0	0	0
2 投資活動支出				
特定資産取得支出	4,059,121	0	0	4,059,121
周年行季引当資産取得支出	2,000,000	0	0	2,000,000
返贈給付引当資産取得支出	59,121	0	0	59,121
会費繰上引当資産取得支出	2,000,000	0	0	2,000,000
固定資産取得支出	0	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0	0
【投資活動支出計】	4,059,121	0	0	4,059,121
【投資活動収支差額】	△ 4,059,121	0	0	△ 4,059,121
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
【財務活動収入計】	0	0	0	0
2 財務活動支出				
【財務活動支出計】	0	0	0	0
【財務活動収支差額】	0	0	0	0
IV 予備費支出				
予備費支出	0	0	0	0
当期収支差額	△ 3,675,484	0	0	△ 3,675,484
前期繰越収支差額	19,533,852	0	0	19,533,852
次期繰越収支差額	15,858,368	0	0	15,858,368

平成19年度収支予算書総括表

自 平成19年4月1日 一迄 平成20年3月31日

(単位円)

科 目	一般会計	収益事業特別会計	内部取引消去	合 計
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	2,000	0		2,000
② 特定資産運用収入	45,000	0		45,000
③ 会 費 収 入	33,290,000	0		33,290,000
④ 事 業 収 入	15,100,000	850,000		15,950,000
⑤ 補 助 金 収 入	5,252,500	0		5,252,500
⑥ 雑 進 費 収 入	0	9,525,600		9,525,600
⑦ 雑 収 入	55,000	0		55,000
⑧ 繰 入 金 収 入	1,468,525	0	△ 1,468,525	0
【事業活動収入計】	55,213,025	10,375,600	△ 1,468,525	64,120,100
2 事業活動支出				
① 事 業 費	34,716,000	3,124,000		37,840,000
② 会 議 費	3,250,000	660,000		3,910,000
③ 管 理 費	24,936,925	5,123,075		30,060,000
④ 繰 入 金 支 出	0	1,468,525	△ 1,468,525	0
【事業活動支出計】	62,902,925	10,375,600	△ 1,468,525	71,810,000
【事業活動収支差額】	7,689,900	0	0	△ 7,689,900
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入	0	0		0
【投資活動収入計】	0	0		0
2 投資活動支出				
特定資産取得支出	4,000,000	0		4,000,000
周年行事引当資産取得支出	2,000,000	0		2,000,000
会館建設引当資産取得支出	2,000,000	0		2,000,000
退職給付引当資産取得支出	0	0		0
固定資産取得支出	300,000	0		300,000
什器備品購入支出	300,000	0		300,000
【投資活動支出計】	4,300,000	0		4,300,000
【投資活動収支差額】	4,300,000	0		△ 4,300,000
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入	0	0		0
【財務活動収入計】	0	0		0
2 財務活動支出	0	0		0
【財務活動支出計】	0	0		0
【財務活動収支差額】	0	0		0
IV 予備費支出				
予 備 費 支 出	3,868,468	0		3,868,468
当 期 収 支 差 額	15,858,368	0		△ 15,858,368
前 期 繰 越 収 支 差 額	15,858,368	0		15,858,368
次 期 繰 越 収 支 差 額	0	0		0

平成19・20年度新役員の皆様



会長
本田佐重子
(株)南旺社



副会長
事業委員会担当
浅賀 正司
(株)アサカ



副会長
税制委員会・源泉部会担当
大野 清一
東宝タクシー(株)



副会長
総務財政委員会・青年部会担当
仲川 忠邦
(株)アルペリ



副会長
組織委員会担当
長谷川勝一
(株)草夫商事



副会長
広報委員会担当
森田 洋司
(有)モリタ自動車工業



副会長
厚生委員会担当
松浦 泰弘
松浦企業(株)



副会長
女性部会担当
吉田千鶴子
丸ツ印鶴見青果(株)



総務財政委員長
横溝 徹
マルセビル管理(株)



事業委員長
伊藤 文雄
(株)伊藤工業



税制委員長
福原 倫
(株)協伸製作所



組織委員長
井手野誠治
丸井工業(株)



厚生委員長
横山 潤一
富士金属工業(株)



広報委員長
大島 正之
(株)日本アシスト



総務財政副委員長
木野 正則
(有)カードセンターキノ



総務財政副委員長
小笠原英晃
(株)小笠原本店



事業副委員長
大村 晃弘
(有)大村製作所



厚生副委員長
岸谷副支部長
池谷 良昭
池谷ホーム(株)



広報副委員長
相川 良一
新横浜商事(株)



源泉部会長
竹内 博史
キリンビール(株)横浜工場



青年部会長
佐久間 務
(株)サクマ



女性部会相談役
中根 康子
ステイト工業(株)



女性部会長
春山 洋子
(株)春山製作所



女性部会副副会長
北等副支部長
広報委員
北原美智子
(株)北原不動産



女性部会副副会長
厚生委員
難波みや子
(株)エル・ファン



馬場上の宮支部長
組織副委員長
澤野 文男
澤野商事(株)



瀬田中支部長
組織副委員長
植原 信吉
(有)マルナカ商店



市場南支部長
組織委員
三輪 守
横浜運送(株)



本町西支部長
組織委員
橋本 昇二
(株)第一屋商店



本町南支部長
組織委員
高橋 優一
東北建鉄(株)



鶴見中央支部長
組織委員
小宮 通利
(株)小宮製作所



豊岡佃野支部長
組織委員
三橋 弘久
(有)アラカルト



生麦支部長
組織委員
矢嶋 清己
(有)矢島商店



岸谷支部長
組織委員
松岡 行信
(有)サーモ電機工業



東寺尾寺谷支部長
組織委員
吉田 龍彦
鶴見機械工業(有)



東寺尾支部長
組織委員
川上 敬吾
(宗)松蔭寺



駒岡支部長
組織委員
山本 公彦
(株)丸屋神奈川製作所



獅子ヶ谷支部長
組織委員
八田 昇
三協軽金属工業(株)



北寺尾支部長
組織委員
相馬 光男
総合電化ショップ(有)ナカマ



下末吉支部長
組織委員
土田 和男
鶴見建材(株)



上末吉支部長
組織委員
神谷 治
京三精機(株)



矢向江ヶ鏡支部長
組織委員
松柳 博
(株)カワデン



矢向支部長
組織委員
成田 行雄
(株)成田屋商店



市場北支部長
組織委員
宮良 賢夫
(株)ミヤトモ



市場中支部長
組織委員
山本 信男
(株)山山製作所



監事
岩瀬 友仁
岩瀬鋳金化学(株)



監事
小島 弘邦
小野宮梱包運輸(株)

(敬称略)

平成20年度税制改正要望書

鶴見法人会では、平成20年度の税制改正要望事項を次のとおり提出いたしました。

平成20年度税制改正要望基本事項

1. 外国人労働者の受け入れ

少子高齢化で労働人口が減少する。現在の経済・社会を保つのに毎年30万人以上の優秀な外国人の受け入れが必要になるだろう。人的資源を獲得するための税制が必要と考える。

2. 町内会の再生

人的資源の受け入れには地域社会が大きな役割を果たす。地域社会の基礎は町内会であり、行政の末端の民間団体として住宅、環境、ゴミ、国勢調査、高齢者福祉、保健活動に大きな役割を果たしてきた。財政を改善するためには、町内会の相互扶助や行政における役割を再評価し、再構築する必要がある。

3. 移民の受け入れ体制の整備

①現在、日本は人口減少社会へ転換した。人口減少は年金問題、税収減収の問題に結びつく。そして、少子高齢化による財政収支の悪化の切り札として期待されるのが移民である。

②移民は税収と年金問題の切り札であるが、地域社会の万全の受け入れ体制がなければ混乱を引き起こす。外国人移民を計画的に受け入れるには、町内会の世話役の努力が要る。移民人口の増大で不動産業、運輸業や小売業も活性化される。そして、若年労働者、優秀な技術者や技能者の不足に悩む中小企業を助けることになる。

4. 税金請負区、消費税特区

①町内会の成果による移民増で税収が増加した地域の企業や住民には、成功報酬として法人税、所得税、住民税の減税も必要だ。移民の受け入れ等で財政収支の実績のある地域社会内では小規模の小売店の消費税を廃止する特別区税制を構築したらどうか。消費税特区では集客力が高まり商店街が活性化し、大規模店舗にも対抗できる。

②江戸時代の村請けをモデルに地域社会全体で税を請け負う税金請負特区を研究してみるのも面白い。条件が整えば納税府番組合を発展させ税金の地域請負の可能性がある。地方税事務所には、都道府県市町村合わせて税務署の2倍の職員がいるといわれている。その人件費の無駄遣いを地域請負は減らせる可能性がある。町内会を中心とした地域社会の努力が、減税または年金給付の増加等で報われる公正な税制や社会体制を望む。

平成20年度 税制改正要望事項

1. 法人税における欠損金の繰り戻しの再考

平成16年度税制改正で、欠損金の繰越期間が5年から7年に延長された。しかし現行の欠損金の繰り戻し制度は対象期間が1年となっている。欠損金の繰り戻しもまた7年とし再開することを望む。

2. 退職給与引当金制度の復活

2007年から団塊世代の退職期が始まる。しかし多くの中小企業では退職金の2~3割程度の積立しかないと言われている。積立金の不足額は従業員に対する確定負債と考えて、退職金の要支給額まで退職給与引当金繰入を認め、損金算入にすることを要望する。

3. 事業承継税制について

①事業承継税制を確立(説明省略)

②自社の売買による譲渡益はすべて譲渡所得とし、みなし配当課税を廃止すること(説明省略)

③非上場株式の評価方式を改めること

相続税法においても時価評価を原則とし他の税法における評価の方法と統一すべきだ。類似業種比準価額方式における現在の割約率は現実の取引と遊離しているため、大会社は0.5、中会社は0.4、小会社は0.3にして取引の実態に合わせる。同族関係者に認められていない配当還元方式を同族関係者にも認めること。純資産価格方式で評価する時には土地は収益還元価値によって評価すること。

④税制適格ストックオプションに取得費加算特例の適用すること(説明省略)

⑤オーナー等の自社株式に売却時までの課税繰り延べの特例を設けること(説明省略)

⑥相続税における物納の見直し

土地による相続税の物納が多いが、納税者の自由な選択で物納する土地を選択できるような制度に変更すること。

⑦ 取引相場のない株式の物納要件の緩和と投資育成会社等を活用した株式評価の採用(説明省略)

4. キャリア制度の見直し(説明省略)

5. 同族会社役員給与所得控除損金不算入の廃止し、小規模会社と個人事業主の税制上取り扱いを同じにすること

①「特殊同族会社役員給与所得控除損金不算入」は同族会社のみを狙い撃ちしたもので、公平ではない。また、複雑な税制であるため、税金の簡素化に逆行している。

②個人事業者が法人成りした時の給与所得控除による二重控除を財務省は問題にしているようだが、給与所得控除の最低控除と事業所得の青色申告特別控除は65万円で同額だ。法人成りをする事業者より法人住民税を考えると個人事業者の方が有利な場合も多だろう。法人成りした元個人事業者の給与所得控除が、財務省が言う程の問題なのか疑問だ。

③事業体において発生した所得を株主個人の所得として扱うパススルー税制の問題がある。2005年8月から我が国でもLLPに適用するパススルー税制が導入されたが、LLCは法人課税のままになった。LLCはパススルー税制により急速な発達を期待でき、我が国の産業、中小企業にとって非常に重要だ。

④現在LLPで認められているパススルー税制をLLC、任意組合、小規模会社に拡大し、個人事業主に「みなし法人」課税を任意選択できる税制を確立することで、同族会社役員給与所得控除損金不算入の規定を廃止するべきである。

⑤法人課税かパススルーによる所得課税かを任意選択出来るように改正すれば、個人事業主の法人成りによる不公平はなくなる。小規模会社、個人事業主を税制上の取り扱いは、法人課税と所得税課税の納税者の任意選択を導入することで平等になる。また、みなし法人を選択した個人事業主にも、給与の支給と給与所得控除を認めればよい。小規模会社と個人事業主は、商法とは別に、税法上は、まったく同じ取り扱いにすることである。

⑥税制はグローバル化がすすんでおり、同族会社の給与所得控除損金不算入のような複雑な税制は国際標準ではない。法人課税か所得税課税かを納税者に任意選択させる税制がこれからの国際標準だと考える。

6. LLC、LLP税制の確立(説明省略)

7. 会計検査院の改革

会計検査院の調査官が「官官接待」を受けたとか、内部告発の内容を対象組織に漏らしたとして告発者から抗議される事件も起きている。会計検査院自体も検査する必要がある。会計検査院自体の検査を民間の監査法人により監査する二重監査を提案したい。

会計検査院は、国会、内閣、裁判所から独立した地位が与えられている。しかし、公的資金の支出等の政府の活動を監視するのは議会の重要な役割である。会計検査院を議会に所属させ、その業務は議会からの要請を中心にすべきである。

8. 会計ソフト、税務ソフトのプラットフォームを作ること(説明省略)

9. 税源移譲について

平成19年から所得税と住民税が変わる。税金の移し替えなので、所得税と住民税とを合わせた税負担が変わることはないということだった。しかし、平成19年6月から徴収される住民税は平成18年の所得に対する住民税である。単純な税金の移し替えという趣旨から、住民税も平成19年度の所得からでなければ筋が通らない。つまり平成20年6月から住民税の徴収額を変更すべきである。

10. 主要株主短期譲渡益を当該企業の収益とすること(説明省略)

11. 従属国家税制

「従属国家」とは米国政府により、米国の先住民族に認められた固有の独特な政治的地位である。道州制については、マスコミが取り上げることも多く、その実現も近いだろう。従属国家についてはまだ一般に知られていないが、従属国家はアイヌ問題や北方領土問題にとって重要である。行政においても、先住民族の民族自治の権利を承認し、集団的権利を尊重する動きが始まっている。従属国家は道州に準じて考えるが、その経済的規模が州よりはるかに小さく、独自の文化慣習を持つため、州とは異なる多様な税制を考える必要がある。これから十分に研究し、道州制の導入に併せて準備する必要がある。

理事会報告

4月24日(火)

法人会会議室にて、鶴見税務署より菊地署長並びに
審判部3名のご出席をたまり、理事31名が出席し
開催された。

今回の理事会は、第37回通常総会に上程する議案
の審議をおこない承認された。

第一号議案 平成18年度事業報告承認の件

第二号議案 平成18年度収支決算報告承認の件

第三号議案 平成19年度事業計画承認の件

第四号議案 平成19年度収支予算書承認の件



本田会長



菊地鶴見税務署長

事業レポート

女性部会

第2回 法人会全国女性フォーラム 熊本大会

4月5日(木)~6日(金)

満開の桜の中「グランメッセ熊本」で全国から約
1,400名の会員が参加し、当会からは本田会長、中
根部会員2名が参加し、盛大に開催された。

第一部として、NPO法人スペシャルオリンピック
ス日本・熊本 参与中村勝子氏による「今、大切に思
うこと」と題した記念講演がおこなわれた。



講師 中村勝子氏



青年部会

第28回通常総会

5月11日(金)

パールホテル2F会議室において、第28回通常総会
を開催した。

当日の出席者は部会員41名 来賓12名 O B 1
名の54名であった。

小早川副部会長の開会挨拶により総会が始まり、続
いて佐久間部会長より挨拶があった。

議長選出の後議事に入り、第1号議案から第4号議
案まで承認を頂いた後、5号議案である部会長改選で
は、部会員の盛大な拍手により部会長再任の承認を頂
いた。

佐久間新部会長の新任挨拶、ご来賓紹介の後、ご来
賓を代表して鶴見税務署・亀橋裕祥副署長ならびに本
田佐重子会長よりご祝辞を頂戴し、今後の部会活動に
対する熱い期待を述べられた。

ご来賓祝辞の後、卒業部会員の方へ記念品授与が行
われた。

野村副部会長の閉会の辞にて総会を終了し、第2部
の懇親会ではご来賓の皆様や部会員が各所で輪を作り
今後の部会運営や情報交換など、遅くまで語りあった。



源泉部会

平成19年度第25回源泉所得税研修会(開講式)

5月16日(水)

5月から全5回にわたり研修会を開催します。第1回目は受講者30名が出席し、高橋鶴見税務署副署長をお迎えし、竹内源泉部会長が出席して開講式がおこなわれた。これ以降のテーマごとの聴講についても、皆様のお申込をお待ちしております。



厚生委員会

生活習慣病健診(1日人間ドック)

6月1日(金)・2日(土)・6日(水)・7日(木)

1日人間ドック形式の生活習慣病健診(腫瘍マーカー検査、超音波検査等)を4日間にわたり実施し、今回は201名の方が受診されました。

今回は12月に予定しておりますが、会員並びにご家族、従業員の皆様の健康管理にご利用ください。



厚生委員会 釣り大会

5月19日(土)

会員の「つり船屋居屋」さんより参加20名の釣りに乗せ、朝8時に出発し、釣り場ポイントへ、腕に自信のある方は順調に釣り数を伸ばし、楽しみの時間はあっという間に過ぎ、沖上がりの時刻となった。戻った後、白ギス3匹の合計重量にて釣果を競いました。

- 第一位 小野村正男 (株)京浜スプリング
 第二位 米倉 文穂 池谷ホーム(株)
 第三位 金井 健 澤野商事(株)



事業委員会

「e-Tax」研修会

6月6日(水)

鶴見税務署法人課税第一部門吉川連絡調整官を講師にお迎えして、国税庁のホームページの「e-Taxコーナー」へパソコンから実際にアクセスし、事例を基に「e-Tax」を体験していただく研修会をおこなった。

伊藤事業委員長も参加され、国税庁のホームページから実際に電子申告開始(変更)届出書をオンラインで提出するなど「e-Tax」の手続きを体験した。

自宅やオフィスから申告・申請や納税ができることから税務署や金融機関に向く時間や費用が削減でき利便性が高いことから、是非ご利用くださいとのことでした。

なお、オンラインで提出された届出書は間違いなく税務署へ届いていたそうです。



法人の減価償却制度の改正に関するQ&A

Q1 今回の減価償却制度の改正内容を教えてください。

A 減価償却制度については、企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力を高めるためにも、国際的なイコールフットイングを確保することが重要になってきており、そのような観点から抜本的な見直しが行われています。

償却可能限度額及び残存価額の廃止等

①平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産（令48の2、61）

償却可能限度額（取得価額の95%相当額）及び残存価額が廃止され、耐用年数経過時点で「残存簿価1円」まで償却できるようになりました。

②平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産（令48、61）

従前の償却方法については、その計算の仕組みが維持されつつ、その名称が旧定額法、旧定率法等と改められた上、前事業年度までの各事業年度においてした償却費の累積額が、原則として、取得価額の95%相当額（従前の償却可能限度額）まで到達している減価償却資産については、その到達した事業年度の翌事業年度（平成19年4月1日以後に開始する事業年度に限られます。）以後の各事業年度において、次の算式により計算した金額を償却限度額として償却を行い、残存簿価1円まで償却できるようになりました。

$$\text{（算式）} \quad \text{償却限度額} = (\text{取得価額} - (\text{取得価額の}95\% \text{相当額}) - 1 \text{円}) \times \frac{\text{償却を行う事業年度の月数}}{60}$$

減価償却資産の改正後の取扱い

減価償却資産の取得日	償却可能限度額（残存簿価）	償却方法
平成19年3月31日以前	取得価額の95%相当額（残存簿価5%相当額）	旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法など
	上記到達後は残存簿価1円まで償却可能	（上記算式のとおり）
平成19年4月1日以後	残存簿価1円	定額法、定率法、生産高比例法など

（注）平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約によって、その賃借人である法人が取得したものとされる「リース資産」については、「リース期間定額法」が適用されます。

なお、国外リース資産を賃貸する法人に適用される従前の「リース期間定額法」（改正後「旧国外リース期間定額法」）は、平成20年3月31日以前に締結するリース取引の契約に係るものに適用されます。

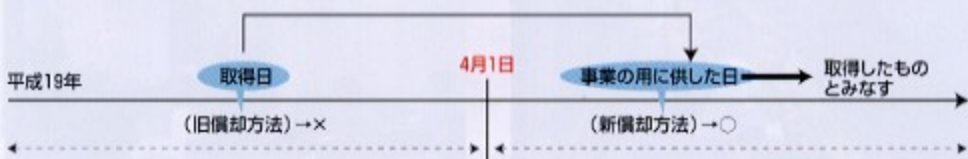
③新たな定率法の導入

新たな定率法の導入によって、定額法の償却率の原則2.5倍に設定された「定率法の償却率」（耐用年数省令別表第十に規定）が適用され、従前の制度に比して、早い段階において多額の償却を行うことが可能になりました（令48の2）。

Q2 新たな減価償却制度はいつから適用されるのでしょうか。

A 新たな減価償却制度は、原則として、平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産に適用されますので、結果として、平成19年4月1日以後に終了する事業年度の申告から適用になります（改正令附則11①）。

なお、法人が平成19年3月31日以前に取得をし、かつ、平成19年4月1日以後に事業の用に供した減価償却資産については、当該事業の用に供した日において当該減価償却資産を取得したものとみなして、新たな減価償却制度を適用することとなります（改正令附則11②）。



coming soon!

これからの主な催し

お楽しみの催しや、役に立つ研修会にぜひご出席ください!

7月例会

「温故知新～古きを尋ね新しきを知る～」

青年部会

7月10日(火)

受付：18時

開始：18時30分

場所：鶴見会館高砂の間

青年部会の歴史を振り返りながら、「法人会を通じて、健全な企業経営を支援し、会員相互の研修並びに親睦を図る」という法人会活動の趣旨をより理解して頂き、皆様の業務に役立つ法人会活動を再確認する場として、「温故知新」というテーマのもと7月例会を開催いたします。

ファミリー研修会

(東京ディズニーランド)

厚生委員会

7月23日(月)

集合場所：金光教前(石井スポーツ前)

集合時間：午前7時30分(時間厳守)

定員：100名(バス2台分)

先着順ですので、事務局までお早めにお申し込みください。

地域社会貢献活動

「丹沢山ヤビツ峠下草刈り」

ボランティア募集

総務財政委員会

7月28日(土)

(社)神奈川県法人会連合会が主催し、ヤビツ峠「法人会の森林」の下草刈りをおこないます。ご参加はいかがでしょうか!詳細は事務局まで

源泉所得税研修会(第3講)

源泉部会

9月12日(水)

今回のテーマは「給与所得に対する源泉徴収(非課税とされる給与・経済的利益と源泉所得税)」です。また、聴講したいテーマのみの聴講も出来ますので事務局までお申しください。

役員支部幹事合同研修会

組織委員会

9月12日(水)

場所：キャメロットジャパン

年1回の税務署担当官と当会役員、支部幹事の方々が一同に会し、会員増強月間の始まる日です。

支部幹事の方々、ぜひ、ご出席をお願い申し上げます。

税法研修会

税制委員会

10月16日(火)、23日(火)、
11月9日(金)、21日(水)、27日(火)
(全5回)

鶴見税務署担当官を講師にお迎えし、法人税等の知識を習得するための研修会を開催します。(詳細につきましては、ホットライン9月号にチラシを同封します。)





矢向支部



成田 行雄 支部長
 鶴見区矢向5-5-39
 (株)成田屋商店
 代表取締役会長
 TEL.045-571-2011
 FAX.045-571-2053

支部の現況

矢向支部の法人会加入割合は資料(平成19年2月末日付)に依りますと、43.1%と云う数字であります。未だ未加入法人は、130数社あり、その中には退会された元法人会も数多くあり、法人会の主旨が良く理解されて居ないのではないかとと思われます。

今後の活動

今後の活動として、何程に会員増強に努めるか其れは法人会の各種行事並びに研修会への参加又は身近な支部での異業種交流、親会等、企画し実行したいと思っております。

ノーザンパシフィック株式会社

横浜市鶴見区矢向3-36-6 TEL.045-583-0233 FAX.045-582-0225

代表取締役社長 矢代 孝

会社の設立とあゆみ/昭和52年4月、(株)二百海里として、資本金1,000万円で田野屋酒版(株)様の取引先800件の共同仕入と、商品開発を目的として、会社を設立。川崎丸魚(株)様を通じて、国内、カナダ、アラスカより直通の鮭、たらこの仕入ルートを確立したことにより、おにぎり、巻きずし用の新製品に着手する。昭和54年7月、新商品の開発に伴い、工場を横浜市鶴見区に建設し、販売を強化するために、現社名に変更し、営業を開始する。昭和56年4月、業容拡大に伴い、第二工場を川崎市幸区の川崎市中央卸売市場内に設置する。平成元年11月、生産品目の増大により、第三工場を横浜市鶴見区に建設、平成2年1月、食生活の多様化から更に生産設備増強のため、鶴岡食品(株)様を協力工場とする。平成11年3月、第三工場拡張工事完成。

平成11年6月、(有)かねちよう水産様を協力工場とする。
ノーザンパシフィック(株)の仕事/トッピング、パスタ、おにぎり、パン製品等の具材(フィリング)、魚介類等の加工食品。おにぎりの中身、パスタ、寿司、お弁当の具材等、人気の食材をさまざまな視点から製品開発をしています。

社長のポリシー/仕事を通じて「人間らしい人間」を育てること。



有限会社宮淵商店(商号 有限会社ミヤブチライス)

横浜市鶴見区矢向3-36-8 TEL.045-571-4194 FAX.045-571-4894

代表取締役 宮淵 修 <http://www.yokohamarice.co.jp> E-Mail:miyabuti@yokohamarice.co.jp

日本人の元気の源、それはおいしいご飯です。我が社は現在、「米屋の炊いたおいしいご飯」の提供&開発に邁進しております。先代が米処福島会津から、寛さんバックたったひとつに大きな夢と希望を詰め込み、横浜鶴見の地に米屋を創業したのが、今から53年前の昭和30年。まだ鶴見区には、田んぼの広がるのどかな景色が見られました。地域の皆様のご支援により一歩一歩着実に鶴見に根付き、その後私2代目が米屋の強みを生かし、平成元年炊飯業を立ち上げました。弊社炊飯の特徴としては、二通りの炊飯技術方式を取り入れているところです。

一つ目は、地釜を使い熟練した職人が昔ながらの技法でひと釜づつ炊き上げるやり方。この綿やかな技法を取り入れることにより、お客様の様々なご要望にお答えすることが可能となります。

二つ目は強力な火力を用いたオートメーションで炊き上げる最新式な技法。このコンピューター設備導入&技術開発により、一層つやつやのふっくらとしたピカピカのシャリをお客様にご提供できるようになりました。

鶴見を元気に、日本を元気に、更に更においしい米を提供することを我々の使命とし、今後一層邁進していく所存でございます。





市場北支部



宮良 賢夫 支部長
鶴見区尻手2-8-1
(株)ミヤトモ
代表取締役
TEL.045-583-2301
FAX.045-583-5140

支部の現況

現在、当支部では、約100社ほどの企業が会員になっております。平成18年度の支部活動としては、6月に幹事会、10月に「ヨコヤマユーランド鶴見」にて会員交流会、今年の2月には、3支部合同で研修会をおこないました。

今後の活動

今後の活動としては、恒例の「会員交流会」等を開催し、支部会員の皆様に異業種の交流の場を提供し、多くの会員の皆様に参加して頂けるように支部活動をおこなっていきたくと思います。

山田建設株式会社

横浜市鶴見区元宮1-6-27 TEL.045-581-2410 FAX.045-573-3375
代表取締役 山田雅浩 E-Mail:m-yamada@yamada-const.co.jp

当社は、昭和2年1月に現会長山田宏の父山田嘉之助が、木造住宅を手がける山田組を個人事業として設立し、その後、昭和32年5月に土木・舗装工事業を主体とした山田建設株式会社に改め、本年4月には50期を終了することができました。当初は民間工事が主で、昭和電線電機(株)等の工場内の土木工事をこなしていましたが、その後、横浜市、神奈川県等の官庁工事の入札に参加し、市道の舗装補修工事、下水道管理設工事、上水道の本管理設工事、急傾斜地区崩壊対策の擁壁工事等の公共工事をこなしてきました。民間工事におきましても現在では、京浜急行関係の工事を中心として、京急建設(株)様、東急建設(株)様、(株)大林組様等のゼネコン企業より御下命を頂いており、戸部駅付近の耐震補強工事、蒲田駅付近連続立体交差事業では線路移設時の踏切部分の舗装撤去復旧工事を昼夜問わず行なっております。夜間工事では終電から始発の間の限られた時間内で、昼間工事では120km/hで走っている電車の合間に作業を行ったりと、気の抜けない工事ばかりですが、これからもインフラ整備等社会に貢献が出来るように努力していきたいと思っております。



株式会社三昌製作所

本社・造機工場:横浜市鶴見区尻手1丁目4番15号 TEL.045-581-2948 FAX.045-581-2946
取締役 鈴木 謙治 URL <http://www2.odn.ne.jp/sansho/> e-mail sansho@pop06.odn.ne.jp

当社は、創業以来現在まで50年間培ってきた技術、経験を生かし、各分野(試験検査装置、加工設備、食品機械、医療機器製造設備、化学関連設備、通信・動力ケーブル製造設備、土木建設関連機器など)の企業にさまざまな製品の開発を行い、納入いたしております。自社オリジナル製品はもとより、お客様のニーズに合わせた製品をお届けするため、製品開発に日夜全力を注いでおります。御社の設備を効率化したい、世の中にない設備をお考えの方、ぜひご相談ください。

【経歴】●昭和30年に設立。●同31年に産業機械設備や部品などの加工・組み立てとともに、設計部門を加え、各種産業機械の設計製作をはじめ。●同35年にクレーン部門を分離独立する。●同36年に電線製造設備、電線加工設備、食品加工設備、フロンガス関連設備、鉄鋼関連機器、土木工事用具、ガラス容器製造設備、検査設備、溶接関連機器等の分野に参入、機器の開発及び設計・製造を行い、480種類以上の製品を納入。●平成元年に自社オリジナル製品(クロスガイドローラ)を発売。以後毎年自社オリジナル新製品(汎用ガイドローラ、万能面取機、チャック回転式高速切断機、高速精密切断研磨機、矯正装置、スピンドルユニット、高速バリ取り機等)を発売し、雑誌広告、展示会(幕張メッセ、東京ビックサイト、パシフィコ横浜等)にて発表、PR活動を活性化、オリジナル製品の各種特許を取得、発明展で県奨励賞を受賞。





市場中支部



高山 信男 支部長
鶴見区市場東中町13-5
(株) 高山製作所
代表取締役
TEL.045-501-5621
FAX.045-501-5521

支部の現況

現在、当支部は、約70社程の会員数で加入率としては約65% (5/31現在) となっております。平成18年度の支部活動としては、7月・12月に幹事会、2月に3支部合司で「e-Tax」「平成18年度税制改正」についての研修会を開催、3月には会員バス研修会をおこないました。

今後の活動

今後の活動としては、平成18年度と同様、幹事会・合同会員研修会・会員バス研修会をおこない、会員の皆様に多数ご参加して頂き、異業種交流の場を提供していきたいと思っております。

株式会社相村工務店

横浜市鶴見区市場上町10-59 TEL.045-501-7045 FAX.045-501-7560
代表取締役 相村 晃紀 E-Mail:info@aimura.com

当社は、大正14年に鶴見区市場町で祖父が大工としてスタート。その後父が工務店として継続し町内外の旧家屋敷を多く手がけました。そして平成5年に私が父の家業を継ぐ形で木造注文住宅、商業施設等の新築及びリフォーム工事を行っております。昔からの伝統と最新テクノロジーを融合させ、安心、健康そして満足をお客様に提供し、「お客様の立場に立った家創り・住む人に優しい家創り・施工者の顔が見える家創り」を基本コンセプトに住まいを提案させていただいております。

最近日本の住宅は20~30年で建て替えをするのが当たり前になっていますが、これは誤った考え方です。家族の伝統や文化が親から子、子から孫まで伝承出来る100年心豊かに暮らせる住宅が基本だと思います。大量生産や大量販売ではできない住宅1棟1棟施工して地域に根付く工務店としてお客様をサポートし又地域に貢献できればと思っています。



有限会社東和精機

横浜市鶴見区市場西中町9-8 TEL.045-511-3959 FAX.045-506-6680
代表取締役 鈴木英雄 E-Mail:info@towaseiki.jp <http://www.towaseiki.jp/index.html>

当社は、昭和29年4月に川崎市幸区元木町に有限会社東和製作所として会社を設立しました。

その後昭和33年4月に横浜市鶴見区市場に移転、社名を東和精機と改名し、各種産業機械の受注加工を業務として現在に至ります。

現在は、主に小型工前機械や工具の製作と販売をしております。当社の商品は国内外問わず幅広く取引しており、お客様の利便性を考えて他メーカーの物より安く、そして即納体制にしております。

最近、鋼材の価格高騰などで業界全体が厳しい状態ですが、今後はさらにお客様と手を取り合い、そしてお客様の立場になって考えて、社員一同より良いサービスを提供していきたいと思っております。



次期後継者 鈴木大介氏

新入会員紹介

平成19年4月～平成19年6月

浦田支部

(有)モリ電設
代表者:西平 守良
瀬田町2-122-2
TEL.507-0838
電気工事
紹介者:AIU保険会社

青島支部

大勝建設(株)
代表者:小此木 勝
馬場4-21-28
TEL.575-1551
建設業
紹介者:(社)川崎電気人会

矢田支部

(株)監憲興業
代表者:川島 聖憲
矢向5-5-23
TEL.572-7616
土木工事業
紹介者:AIU保険会社

鶴見中央支部

(有)アキオコーポレーション
代表者:齋 尊利
鶴見中央3-10
TEL.508-3613
医療、福祉、介護トータルサポート
紹介者:(株)華夫商事

鶴見上町支部

(株)幸徳
代表者:加山 重幸
上の宮1-8-26
TEL.574-2697
建設業
紹介者:澤野商事(株)

市川支部

(有)日黒製作所
代表者:日黒 崇
尻手3-6-7
TEL.574-1472
電気絶縁材料の製造
紹介者:大同生命保険(株)

豊田支部

(有)エキスパートナーズ
代表者:上崎 重利
鶴見1-11-8-102
TEL.575-5627
経理事務の代行
紹介者:池谷ホーム(株)

市川支部

(株)ヒューマンソリューション
代表者:荷吉 勝幸
矢向1-17-3
TEL.573-9380
人事コンサルティング、人材教育・研修
紹介者:(社)横浜興法人会

市川支部

(株)さくら
代表者:上原 一浩
市場西中町5-6
TEL.502-1333
鍼灸・マッサージ業
紹介者:(有)日本堂

生原支部

(株)アイビーシー
代表者:伊藤 朋美
生原1-5-28
TEL.502-9662
洗濯、理容、浴場業
紹介者:大同生命保険(株)

市川支部

(株)日の出ネームプレート製作所
代表者:福田 智治
矢向2-11-6
TEL.581-1968
その他の金属製品製造業
紹介者:AIU保険会社



税務無料相談

第1・第3水曜日

相談日 7/4(水)・18(水)・8/1(水)・15(水)

時間 午後1時

場所 税理士会事務局(青色申告会館)

法律無料相談

第1・第3月曜日

相談日 7/2(月)

時間 午後1時

場所 横浜商工会議所鶴見支部

☆税務相談・法律相談される方は事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

内藤労務管理事務所

〈併設〉 労働保険事務組合 神奈川労務管理協会
(厚生労働大臣認可団体)

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-32-1 UNEXビル402号
TEL.045-501-1551 FAX.045-501-7564

業務内容

労務管理相談（採用から退職まで）
労災保険、雇用保険に関する事務の一切
健康保険・厚生年金に関する事務の一切

- ◆事務のすべてを代行しますので事業主の負担が軽減されます。
- ◆事業主、家族従事者、建設業の自営業者も労災保険に加入できます。
- ◆官公庁への報告、出頭、届出、調査を代行します。
- ◆人事、給与の秘密が保てます。
- ◆給与計算事務もおこなっています。

女性のための30分サーキットトレーニング 無料体験会のご案内

カーブス 鶴見駒岡

鶴見法人会会員・ご家族限定割引 入会金15,000円が5,000円!!
無料体験会当日ご入会の場合



こんな方に
オススメ

関節痛に!



ダイエットに!



メタボリック
シンドロームの
予防改善に!

日本全国479店舗 13万人の女性が進んでいる、新しい健康習慣!

無料体験会お申し込みはこちら

詳しくは、同封のチラシをご覧ください。

045-584-8617

営業時間 月～金10:00～19:00 (13:00～15:00 CLOSE)

土10:00～13:00 日祝お休み

Hot lineを見たと伝えて下さい。

社団法人 鶴見法人会員

確定申告書ご提出の際は、お手数ですが
この会員シールを切り取ってご利用下さい。